

松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家の適正な管理を促進し、良好な住環境の持続を図るため、空家を管理する事業者（以下「空家管理事業者」という。）を登録し、空家の所有者等に登録した空家管理事業者の紹介を行う松本市空家管理事業者登録・紹介制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 居住世帯のない住宅（長屋及びこれに類する形態の建築物を含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。
- (2) 所有者等 所有権その他の権原に基づき、空家の管理等を行う者をいう。
- (3) 空家管理業務 外観調査、家屋の通風、水道の通水、敷地内・家屋の清掃、雨漏りの確認、庭木のせん定、除草、家財の処分その他空家を適正に管理するために必要な業務をいう。

(空家管理事業者)

第3条 空家管理事業者として本制度に登録し、利用できる者は、空家管理業務を行う者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市又は本市に近接する市町村に事業所を有する者であること。
- (2) その構成員に松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者がいないこと。
- (3) 家財の処分を行う事業者にあつては、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による許可を受けている者であること。ただし、古物営業法第3条の規定による許可のみを受けている者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可を受けている者を所有者等へ紹介し、又はあつせんすることができる者であること。

(空家管理事業者の責務)

第4条 空家管理事業者は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 空家対策に関する業務の提供及び当該業務に関する相談について誠実かつ適切に対応すること。
- (2) 自らが行う空家管理業務について、パンフレット、ホームページ、SNS

等により広報を行うこと。

(3) 空家管理業務に係る契約を締結した空家の所有者等へ当該業務の報告を適宜行うこと。

(4) 市長の求めに応じて、本市において実施する空家の管理業務の年間契約件数等を報告すること。

(空家管理事業者の登録及び公表)

第5条 空家管理事業者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市空家管理事業者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に誓約書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、登録の決定をしたときは松本市空家管理事業者登録決定通知書（様式第3号。以下「登録決定通知書」という。）により、登録を却下するときは松本市空家管理事業者登録申請却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、松本市空家管理事業者登録名簿（様式第5号。以下「管理事業者登録名簿」という。）に登録するとともに、登録した内容を公表するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録の決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請書の内容に変更があったときは、速やかに松本市空家管理事業者登録事項変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市空家管理事業者変更決定通知書（様式第7号）により登録事業者に通知するものとする。

3 前条第3項の規定は、登録内容の変更について準用する。

(登録名簿の有効期間及び更新)

第7条 管理事業者登録名簿の有効期間は、登録決定通知書の通知を受けた日から2年が経過する日の属する年度の末日までとする。

2 登録事業者は前項の有効期間を更新しようとするときは、その期間が満了する日前30日以内に松本市空家管理事業者登録更新申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による更新申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、更新を決定するときは、松本市空家管理事業者更新決定通知書（様式第9号）により登録事業者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第8条 登録事業者は、登録を抹消しようとするときは、松本市空家管理事業者登録抹消申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならないものとする。

2 市長は、前項の規定による抹消申請書の提出があったときは、その登録を抹消するものとする。

3 前項の規定により抹消するもののほか、市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

(1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書の記載事項に虚偽があったとき。

(3) 第5条第1項の誓約書の誓約事項に違反したとき。

(4) 虚偽又は悪質な勧誘を行ったとき。

(5) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示を行ったとき。

(6) 不要な業務の強要を行ったとき。

(7) 故意に見積りの金額等を偽ったとき。

(8) 著しく不適當な料金設定を行ったとき。

(9) その他市長が適當でないと認めたとき。

4 市長は、前2項の規定により、登録を抹消したときは、その旨を松本市空家管理事業者登録抹消通知書（様式第11号）により空家管理事業者に通知するとともに、当該事業者を管理事業者登録名簿から削除するものとする。

（空家管理業務の内容等に係る協議）

第9条 空家管理業務の内容、料金その他必要な事項については、所有者等と登録事業者とが双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

（情報提供の方法）

第10条 市長は、市のホームページで広く登録事業者の周知を図るとともに、所有者等の求めに応じて情報提供する。

（個人情報取扱い）

第11条 登録事業者は、本制度における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。

(2) 個人情報を紛失等することのないよう適正に管理すること。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年3月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

松本市空家管理事業者登録申請書

（宛先）松本市長

所在地
商号又は名称
代表者氏名

松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり空家管理事業者の登録を申請します。

商号又は名称		
所在地		
電話番号		
FAX番号		
電子メールアドレス		
ホームページアドレス		
業務を実施する市内の区域		
空家管理業務 （実施可能な業務に○印）	実施可能	空家管理業務内容
		外観調査
		家屋の通風
		水道の通水
		敷地内・家屋の清掃
		雨漏りの確認
		庭木のせん定
		除草（庭等の草取り）
		家財の処分
	その他（ ）	

添付書類

- 1 誓約書（様式第2号）
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）松本市長

当事業所は、松本市空家管理事業者の登録を行うに当たり、松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、下記について誓約します。

記

- 1 当事業所は、要綱第3条各号に規定する全ての要件を満たしています。
- 2 空家の管理業務を行う上で、次のいずれかに該当する行為又は疑われる行為はいたしません。
 - (1) 所有者等に対する虚偽又は悪質な勧誘行為
 - (2) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示行為
 - (3) 不要な業務の強要や、故意に見積りの金額等を偽る行為
 - (4) 著しく不適當な料金設定行為
 - (5) 著しく不適當な業務遂行行為
 - (6) 所有者等からの苦情等に対する不誠実な行為
- 3 空家の所有者等との交渉等により得られた個人情報及びその他の情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、個人情報を不正に利用し、又は外部に提供するようなことはいたしません。

年 月 日

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

様式第3号（第5条関係）

松本市空家管理事業者登録決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けの松本市空家管理事業者登録申請について、次のとおり登録を決定したので、松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 対象事業者

登録番号	
商号又は名称	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
ホームページアドレス	
松本市空き家バンク登録の有無	
業務を実施する市内の区域	
登録名簿の有効期間	

2 実施業務

- 【 】 外観調査
- 【 】 家屋の通風
- 【 】 水道の通水
- 【 】 敷地内・家屋の清掃
- 【 】 雨漏りの確認
- 【 】 庭木のせん定
- 【 】 除草（庭等の草取り）
- 【 】 家財の処分
- 【 】 その他業務（ ）

様式第4号（第5条関係）

松本市空家管理事業者登録申請却下通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けの松本市空家管理事業者登録申請について、次の理由により登録しないことと決定しましたので、松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 対象事業者名

2 理由

様式第5号（第5条関係）

松本市空家管理事業者登録名簿

登録番号	
商号又は名称	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
ホームページアドレス	
松本市空き家バンク登録の有無	
業務実施対象区域	
外観調査	
家屋の通風	
水道の通水	
敷地内・家屋の清掃	
雨漏りの確認	
庭木のせん定	
除草（庭等の草取り）	
家財の処分	
その他業務	

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

松本市空家管理事業者登録事項変更申請書

（宛先）松本市長

所在地
商号又は名称
代表者氏名

登録内容に変更があるため、松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり空家管理事業者登録事項変更申請書を提出します。

商号又は名称		
変更希望日		
変更内容	変更前	変更後

様式第7号（第6条関係）

松本市空家管理事業者変更決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付け松本市空家管理事業者登録事項変更申請について、次のとおり変更を決定したので、松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

変更年月日	年 月 日	
	変更前	変更後
変更内容		

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

松本市空家管理事業者登録更新申請書

（宛先）松本市長

所在地
商号又は名称
代表者氏名

松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱第7条第2項の規定により、次のとおり空家管理事業者登録の更新を申請します。

商号又は名称		
所在地		
登録内容変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有 変更有の場合のみ、以下の項目全てを記入してください。	
電話番号		
FAX番号		
電子メールアドレス		
ホームページアドレス		
業務を実施する市内の区域		
空家管理業務 （実施可能な業務に○印）	実施可能	空家管理業務内容
		外観調査
		家屋の通風
		水道の通水
		敷地内・家屋の清掃
		雨漏りの確認
		庭木のせん定
		除草（庭等の草取り）
		家財の処分
	その他（ ）	

様式第9号（第7条関係）

松本市空家管理事業者更新決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付け松本市空家管理事業者登録更新申請について、次のとおり更新を決定したので、松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱第7条第3項の規定により通知します。

1 対象事業者

登録番号	
商号又は名称	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
ホームページアドレス	
松本市空き家バンク登録の有無	
業務を実施する市内の区域	
登録名簿の有効期間	

2 実施業務

- 【 】 外観調査
- 【 】 家屋の通風
- 【 】 水道の通水
- 【 】 敷地内・家屋の清掃
- 【 】 雨漏りの確認
- 【 】 庭木のせん定
- 【 】 除草（庭等の草取り）
- 【 】 家財の処分
- 【 】 その他業務（ ）

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

松本市空家管理事業者登録抹消申請書

（宛先）松本市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり空家管理事業者登録の抹消を申請します。

商号又は名称	
抹消申請理由	

様式第11号（第8条関係）

松本市空家管理事業者登録抹消通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付け松本市空家管理事業者登録抹消申請について、次のとおり抹消を決定したので、松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱第8条第4項の規定により通知します。

- 1 登録番号及び対象事業者名
- 2 抹消年月日
年 月 日